

## 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る 県の成果目標（案）について

① 施設入所者の地域生活への移行	
国の指針 2020年度（平成32年度）	県の成果目標 2020年度（平成32年度）
<p>地域生活に移行する者 平成28年度末の施設入所者の9%以上 ※国の指針に基づき算出した場合 2,346人（28年度末入所者）×9%=211人</p> <p>※第4期障害福祉計画に係る指針 【目標】 平成25年度末の施設入所者数の12%</p>	<p>圏域計画を基本として276人とする。 （H28年度末入所者の<u>11.8%</u>）</p> <p>※第4期障害福祉計画の進捗状況 【目標】 H26→H29（312人）12.6% 【実績】 H26→H28（169人）6.9%</p>
<p>施設入所者数の減少数 平成28年度末の施設入所者の2%以上 ※国の指針に基づき算出した場合 2,346人（28年度末入所者）×2%=47人</p> <p>※第4期障害福祉計画に係る指針 【目標】 平成25年度末施設入所者数の4%</p>	<p>圏域計画を基本として102人とする。 （H28年度末の入所者の<u>4.3%</u>）</p> <p>※第4期障害福祉計画の進捗状況 【目標】 H26→H29（155人）6.3% 【実績】 H26→H28（93人）3.7%</p>
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
国の指針 2020年度（平成32年度）	県の成果目標 2020年度（平成32年度）
<p>保健・医療・福祉関係者による協議の場 （各圏域・各市町村）を設置</p>	<p>圏域計画を基本として、全ての圏域及び 全市町村（共同設置を含む）に協議の場を設 置する。</p>
<p>精神病床の1年以上の入院患者数 （目標の設定は、県のみ）</p> <p>※第4期障害福祉計画に係る指針 平成29年6月時点の長期在院者数を平成24 年6月末時点の長期在院者数から18%以上削 減</p>	<p><b>国の指針を基に、2,100人とする。</b> （入院患者の減少を目標とする。） （H26 2,623人）※国公表</p> <p>※第4期障害福祉計画の進捗状況 【目標】 2,370人（-11.7%） 【実績】 2,355人（H28） ※H28実績は県調査（暫定値）</p>

国の指針 2020年度(平成32年度末)	県の成果目標 2020年度(平成32年度末)
<p>精神病床における退院率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院後3か月 69%以上</li> <li>・入院後6か月 84%以上</li> <li>・入院後1年 90%以上</li> </ul> <p>(成果目標の設定は、県のみ)</p> <p>※第4期障害福祉計画に係る指針</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院後3か月 64%以上</li> <li>・入院後1年 91%以上</li> </ul>	<p>国の指針を基に次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院後3か月後 69%以上 (67%)</li> <li>・入院後6か月後 84%以上 (83%)</li> <li>・入院後1年 91%以上 (91%)</li> </ul> <p>※( )内は、H26実績(国公表)</p> <p>※第4期障害福祉計画の進捗状況</p> <p>【目標】 【実績】(H28)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院後3か月 64% (60.5%)</li> <li>・入院後1年 91% (91.4%)</li> </ul> <p>※( )内実績は県調査(暫定値)</p>

③ 地域生活支援拠点等の整備	
国の指針 2020年度(平成32年度)	県の成果目標 2020年度(平成32年度)
<p>各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備</p> <p>※第4期障害福祉計画に係る指針</p> <p>【目標】</p> <p>平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備</p>	<p>圏域計画を基に、各圏域に1か所以上整備し、充実・強化を図る。</p> <p>※第4期障害福祉計画の進捗状況</p> <p>【目標】各圏域に体制を整備</p> <p>【実績】2圏域(H28年度末) 9圏域(H29年度末見込み)</p>

④ 福祉施設から一般就労への移行	
国の指針 2020年度(平成32年度末)	県の成果目標 2020年度(平成32年度末)
<p>一般就労への移行者数</p> <p>平成28年度の移行者数の1.5倍以上</p> <p>※国の指針に基づき算定した場合 262(H28年度移行実績) × 1.5 = 393人</p> <p>※第4期障害福祉計画に係る指針</p> <p>【目標】</p> <p>平成24年度の一般就労への移行の2倍以上</p>	<p>圏域計画を基本として399人とする。 (H28年度実績の1.52倍)</p> <p>※第4期障害福祉計画の進捗状況</p> <p>【目標】306人(144人(H24年度)の2.1倍)</p> <p>【実績】262人(H28年度) H24の1.8倍</p>

国の指針 2020 年度 (平成 32 年度末)	県の成果目標 2020 年度(平成 32 年度末)
<p>就労移行支援事業利用者数 平成 28 年度利用者の 2 割増し ※国の指針に基づき算出した場合 470 (H28 年度末利用者) × 1.2 = 564 人</p> <p>※第 4 期障害福祉計画に係る指針 【目標】 平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上 増加</p>	<p>圏域計画を基本として 731 人とする。 (H28 年度末実績の <u>5.5 割増</u>)</p> <p>※第 4 期障害福祉計画の進捗状況 【目標】 783 人 (540 人 (H25 年度末) の 45%増) 【実績】 470 人</p>
<p>就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合 全体の 5 割以上</p> <p>※第 4 期障害福祉計画に係る指針 【目標】 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合を全体の 5 割以上</p>	<p>圏域計画を基本として <u>6 割以上</u> とする。</p> <p>※第 4 期障害福祉計画の進捗状況 【目標】 52% 【実績】 38.1% (H28) 43.8% (H27)</p>
<p>就労定着支援 1 年後の就労定着率 80%以上</p>	<p>圏域計画を基本として <u>70%以上</u> とする。</p> <p>※H30 年度から開始されるサービス</p>

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等	
国の指針 2020 年度 (平成 32 年度)	県の成果目標 2020 年度(平成 32 年度)
<p>児童発達支援センター 各市町村に 1 か所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。</p>	<p>全ての市町村において、児童発達支援センターを利用できる体制を整備</p>

国の指針 2020 年度（平成 32 年度）	県の成果目標 2020 年度（平成 32 年度）
<p>保育所等訪問支援を利用できる体制 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築。</p>	<p>全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を整備</p>
<p>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス 各市町村に少なくとも1か所以上確保。市町村単独での設置が困難な場合には圏域での確保であっても差し支えない。</p>	<p>全ての市町村において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを利用できる体制を整備</p>
<p>医療的ケア児支援のための協議の場の設置 平成30年度末までに、県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 なお、市町村単独での設置が困難な場合は、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>	<p>県に協議の場を設置（H30 年度末） 圏域単位を基本に、協議の場を設置（H30 年度末）</p>